

北海道小規模企業支援ファンド（仮称）運営業務  
企画提案指示書

北海道小規模企業支援ファンド（仮称）運営業務に係る企画提案書の提出にあたり、業務内容、要件、手続等の詳細は次のとおりです。

1 業務名

北海道小規模企業支援ファンド（仮称）運営業務

2 業務の目的

地域経済・雇用を支える小規模企業の事業活動の継続を図るため、地域展開を見据えた官民連携の資金供給ファンドを組成し、円滑な事業承継支援事案の成功事例づくりを行う。

3 業務の内容

別紙1「北海道小規模企業支援ファンド（仮称）運営の主な要件」に基づき投資事業有限責任組合を組成し、無限責任組合員として運営する。

4 公募型プロポーザルへの参加資格要件

(1) 単体法人又は複数法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

(2) 単体法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 金融商品取引法において、自らが無限責任組合員となり、本書を満たす投資事業有限責任組合を組成し業務執行を行うことのできる法人であること。

イ 現在、投資事業有限責任組合の無限責任組合員として業務執行を行っている者、又は業務執行の実績を有している者であること。

ウ 道内に本店又は主たる事務所を有する者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

カ 道税を滞納している者でないこと。

キ 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。

ク コンソーシアムの構成員が単体企業としても重複参加する者でないこと、また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

ケ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

5 手続き等について

(1) 担当部局

北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ 担当：小椋

【連絡先】

郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F

電話：011-204-5331（ダイヤルイン）

FAX：011-232-8127

(2) 企画提案指示書等の交付期間及び場所

ア 交付期間 公告の日から平成28年11月18日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 交付場所 (1)の場所で交付する

なお、北海道地域経済局中小企業課のホームページからもダウンロードすることができる。（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/>）

(3) 業務説明会

- ア 開催日時 平成28年11月11日（金） 14時から  
イ 開催場所 道庁本庁舎9階 経済部1号会議室

(4) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成28年11月18日（金） 17時必着  
イ 提出場所 (1)に同じ  
ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）  
エ 提出部数 1部

オ 作成方法 北海道小規模企業支援ファンド（仮称）運営業務参加表明書作成要領による。

(5) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 平成28年12月5日（月） 17時必着  
イ 提出場所 (1)に同じ  
ウ 提出方法 持参又は郵便（書留郵便に限る）  
エ 提出部数 10部

※表紙及び文中に提案者名を記入したもの : 1部

表紙及び文中に提案者名を記入しないもの : 9部

提案者名等を記載しないもの1部は、左綴じせず、ダブルクリップ等で留めること。

オ 作成方法 北海道小規模企業支援ファンド（仮称）運営業務企画提案書作成要領による。

(6) その他

提出された書類等については返却しない。

6 企画提案の審査基準

- (1) 企画提案事業者の実施体制・業務遂行能力
- (2) 企画提案の目的適合性・実現可能性
- (3) 業務遂行手法の妥当性

7 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合、委員による書類選考を行う。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。
- (4) 参加表明者が企画提案書を提案期日までに提出しない場合又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 契約書・仕様書等の作成

業務の内容・規模等については、選定された企業・団体等と担当課等の間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

連絡先： 郵便番号 060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 道庁本庁舎8F

北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ 担当：小椋

電話：011-204-5331（ダイヤルイン）

FAX：011-232-8127

北海道小規模企業支援ファンド（仮称）運営の主な要件

次に基づきファンドを組成し、無限責任組合員として運営するものとする。

第1 基本スキーム

- 1 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に基づく投資事業有限責任組合とする。
- 2 ファンドの全組合員の出資約束金額の総額は5億円を目標とする。
- 3 上記2の目標金額によりファンドを組成した場合における、ファンドによる出資対象への出資額の総額は概ね4億円とする。
- 4 無限責任組合員となる者は、有限責任組合員となる者を道内の金融機関から募集するものとする。
- 5 北海道は有限責任組合員として参加するものとし、出資限度額は、民間資金（北海道以外の出資者の出資約束金額）の合計額と2億5千万円のいずれか少ない方の額とする。
- 6 無限責任組合員となる者は、自らの出資額として予め定めた額を出資するものとする。
- 7 各組合員における出資金の払込方法は、出資約束金額を確定した上での「キャピタルコールを含む分割払い」の方式とする。
- 8 平成29年2月末までに組成するものとする。
- 9 存続期間は14年間とする。
- 10 投資期間（新規投資を決定又は実行できる期間）は4年間とする。
- 11 ファンドは、資金の借入れを行わないものとする。
- 12 北海道は北海道の定めた規則等に従い会計処理を行うことを基本とする。
- 13 契約書は、投資事業有限責任組合モデル契約（平成22年11月経済産業省）を参考に作成するものとする。

第2 ファンドの事業

次に掲げる事業とする。

- 1 株式会社の発行する株式の取得及び保有
- 2 上記1の規定によりファンドがその株式を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

第3 投資案件の選定及び実行

- 1 無限責任組合員は、小規模企業の事業承継を支援するため、別紙2「出資対象（案）」を基に別に定める基準に基づき投資するものとする。
- 2 無限責任組合員は、投資の実施及び終了について判断する際、事前に、全ての有限責任組合員が任意で参加できるアドバイザリー会議を開催するものとし、この会議において各有限責任組合員は無限責任組合員による検討方針に意見を述べるができるものとする。
- 3 無限責任組合員は、外部専門家を活用しながら、投資先企業を選定するものとする。
- 4 無限責任組合員は、投資を実行する際、当該投資先事業者との間で無限責任組合員が当該投資に関して適切と認める内容の投資契約を締結するものとする。

第4 投資先企業の育成

無限責任組合員は、投資後における投資先企業の業況や事業の進捗状況等を継続的に把握するとともに、経営、技術等に関するハンズオン支援を行うものとする。

第5 投資回収金の分配

- 1 投資回収金は予め定めた方法に基づき有限責任組合員に分配するものとする。
- 2 組合員に対する組合財産の分配（清算人による分配を含む。）は、原則として金銭により行うものとする。

## 第6 無限責任組合員に対する報酬

無限責任組合員に対する報酬は、組合の主な投資対象や投資形態を勘案し、組合運営等のための管理報酬及び成功報酬とし、ファンド規模からそれぞれ適切な設定を行う。管理報酬により賄われるべき費用の範囲は、投資先の発掘・審査、投資先に対する支援及び組合事業の運営に要する費用を基本とする。

## 第7 報告・書類保管義務

- 1 無限責任組合員は、投資を実行した場合、次に掲げる事項を各組合員に対し遅滞なく書面により通知するものとする。
  - (1) 当該投資の対象である投資先事業者の概要
  - (2) 当該投資に係る株式等の種類及び数
  - (3) 当該投資の理由及びその保管若しくは管理に関する事項その他適切と認められる事項
- 2 無限責任組合員は、有限責任組合員に対し、組合の資産状況や投資実行先の概要等を記載したレポートを定期的に提出するものとする。
- 3 無限責任組合員は、事業年度ごとに、貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、監査人による監査を経た後、その事業年度経過後3か月以内に、組合員に対し、当該監査に関する意見書の写しとともに財務諸表等を送付するものとする。
- 4 無限責任組合員は、財務諸表等を、契約書及び監査に関する意見書とともに適正に保管するものとする。
- 5 有限責任組合員は、無限責任組合員の財務内容等の経営状況について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

## 第8 善管注意義務、利益相反、秘密保持

- 1 無限責任組合員は、ファンド目的に従い善良なる管理者の注意をもってその業務を執行するものとする。
- 2 無限責任組合員は、ファンドに不利益が生じないよう利益相反に配慮するものとする。なお、無限責任組合員は、投資総額及びファンドの費用に充てられた出資履行金額の合計額が総組合員の出資約束金額の合計額に達する時、又は出資約束期間の満了時のいずれか早い時までの間は、組合員の事前の承認を得ることなく、ファンドの事業と同種又は類似の事業を行うことはできないものとする。
- 3 無限責任組合員は、組合員の事前の承認を得ることなく、ファンドとの取引を行わないものとする。
- 4 無限責任組合員及びその職員は、投資先に関する情報をはじめ、ファンドに関する情報を、合理的な範囲を超えて開示又は漏洩してはならないものとし、ファンド運営に際しては、万全の秘密保持体制をとるものとする。

出資対象（案）

次の 1 に該当するものの中から、2 に掲げる事項を全て満たすものを出資対象とする。

1 次の各号のいずれかに該当するもの

- (1) 後継者（親族を除く。）が先代から株式等を引き継ぐ場合（同一事業所内の承継）
- (2) 事業継続が困難となった事業者等から株式等を引き継ぐ場合（他の事業所からの承継）
- (3) 上記 (1) 又は (2) により株式等を引き継いで、事業転換や新分野へ進出（第二創業）する場合

2 次の各号のいずれも満たすもの

- (1) 道内に本社を有する小規模企業者（中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者）であること
- (2) 法人であること
- (3) 道が道内 6 圏域に整備する「事業承継サポートネットワーク」の支援対象企業であること
- (4) 市町村が策定する支援計画に基づいて地域からの支援を受けられること
- (5) 後継者の意欲はあっても、株式の買取資金に占める自己資金の割合が 25%未満で、必要な融資を受けられないこと
- (6) 「みなし大企業」でないこと  
【「みなし大企業」の定義】
  - ・ 発行済株式の総数又は出資価額の1/2以上が、同一の大企業の所有に属している中小企業者
  - ・ 発行済株式の総数又は出資価額の2/3以上が複数の大企業の所有に属している中小企業者
  - ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている中小企業者
- (7) 許認可等を必要とする事業にあっては、その許認可等を受けていること
- (8) 北海道信用保証協会の保証対象業種に該当する事業を営んでいること
- (9) 事業承継計画の提出があること
- (10) 事業運営に関して金融機関から継続的な支援が見込めること
- (11) 法人から代表者への貸付金・仮払金等がないこと
- (12) 国税及び地方税を滞納していないこと
- (13) 税務申告を 5 期以上実施し、直近の 3 年間、金融機関等への返済に遅延のないこと
- (14) 最近 2 期の決算期において経常利益が連続して赤字でないこと
- (15) 直近の決算期において債務超過でないこと
- (16) 直近の決算期における繰越利益剰余金がマイナスではないこと  
（解決することが確実と認められる場合を除く）
- (17) 地域経済の産業活力維持に資する次のいずれかの要件を満たす事業であって、経済的または社会的に有用である事業であること
  - ア 一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められるなど、地域経済振興に資する事業であること
  - イ 地域住民の生活に密着した生活関連サービスの提供事業であるなど、地域社会にとって不可欠な事業であること
  - ウ 先進性、新規性または技術力の高い事業であり、今後の発展が見込まれる有望な事業であること